

九州産業大学図書館貴重図書の利用について

1. 九州産業大学図書館が所蔵する貴重図書を閲覧、出版、撮影、動画作製・放映、Web

上での電子的掲載、展示パネル、その他の目的のために利用するときは、「九州産業大学図書館貴重図書利用許可願」に記入の上、事前に申請してください。(当日のお申込みは、ご希望に添えない場合があります。)

※ 申請内容が不相当と判断された場合には、利用を許可しないことがあります。

2. 資料を利用するときは、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 教育・研究・調査のために使用すること
- (2) 申込に関わる利用目的以外に使用しないこと
- (3) 著作権、肖像権に関する一切の責任は申込者が負うこと
- (4) 原本が九州産業大学図書館の所蔵であることを、出版物等の中に表示すること
- (5) デジタルデータについて、補正の域を超える大幅な改変を行わないこと
- (6) 動画を作製し放映したときは、作製・放映した動画の録画を1部、九州産業大学図書館に寄贈すること
- (7) 展示パネルの場合、展示物の使用状況を写した写真を、九州産業大学図書館に送付すること
- (8) 撮影は、職員の立会いのもとに行い、資料を損傷しないよう特に注意すること
- (9) 資料利用において事故が発生した場合は、損害を賠償すること
- (10) 閲覧、撮影は原則として特殊資料閲覧室で行うこと
- (11) コピー機による複写をしないこと

※ 上記事項に違反した場合、利用を停止することがあります。

3. 資料の利用目的が終了したときは、特段の事情がない限り、電子化された資料データを速やかに破棄してください。